成する名簿（以下「大量破壊兵器関連計画等関係者名簿」という。）に記載されたとき（既に大量破壊兵器関連計画等関係者名簿に記載されていた大量破壊兵器関連計画等関係者について、第千七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされたときを含む。）は、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公告するものとする。

3　前二項の規定により公告をした場合において、これらの規定により公告された者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、当該公告に係る事項を通知するものとする。

第四条の見出しを「（国際テロリストの指定）」に改め、同条第一項中「名簿に記載されて」を「国際テロリスト名簿に記載され、かつ、第千二百六十七号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされて」に改め、同項第二号イ中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に、「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第三章の章名中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改める。

第九条の見出し中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改め、同条中「第三条第一項」を「財産凍結等対象者（第三条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「総称する。）」の下に「又は第三条第二項の規定により公告された者（現に大量破壊兵器関連計画等関係者名簿に記載され、かつ、第千七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者に限る。以下「公告大量破壊兵器関連計画等関係者」という。）をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四号中「政令で定める金銭債務」を「金銭及び金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務のうち政令で定めるもの」に改め、同条第五号中「金銭債権（以下「特定金銭債権」を「債権（以下「特定債権」に改める。

第十条第一項中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改め、同項第四号中「特定金銭債権」を「特定債権」に改める。

第十一条第一項中「、公告国際テロリスト」を「、財産凍結等対象者」に改め、同項第一号中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改め、同項第四号中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「次のイからハまでに掲げる財産凍結等対象者の区分に応じ、当該イからハまでに定める行為」に改め、同号に次のように加える。

イ　公告国際テロリスト（ハに掲げる者を除く。）　公衆等脅迫目的の犯罪行為

ロ　公告大量破壊兵器関連計画等関係者（ハに掲げる者を除く。）　大量破壊兵器等の開発等（政令で定めるものに限る。ハにおいて同じ。）

ハ　公告国際テロリストであって公告大量破壊兵器関連計画等関係者であるもの　公衆等脅迫目的の犯罪行為及び大量破壊兵器等の開発等

第十一条第二項中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に、「特定金銭債権」を「特定債権」に改める。

第十二条第二項並びに第十三条第二項及び第三項中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改める。

第十五条（見出しを含む。）中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改め、同条第五号中「特定金銭債権」を「特定債権」に改める。

第十六条の見出しを「（特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令）」に改め、同条第一項中「特定金銭債権」を「特定債権」に、「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に、「金銭の支払」を「債務の履行」に改め、同条第三項第一号中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に、「金銭の支払」を「債務の履行」に、「金銭が公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「債務の目的たる財産が次のイからハまでに掲げる財産凍結等対象者の区分に応じ、当該イからハまでに定める行為」に改め、同号に次のように加える。

イ　公告国際テロリスト（ハに掲げる者を除く。）　公衆等脅迫目的の犯罪行為

ロ　公告大量破壊兵器関連計画等関係者（ハに掲げる者を除く。）　大量破壊兵器等の開発等（政令で定めるものに限る。ハにおいて同じ。）

ハ　公告国際テロリストであって公告大量破壊兵器関連計画等関係者であるもの　公衆等脅迫目的の犯罪行為及び大量破壊兵器等の開発等

第十七条第一項から第五項までの規定中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改め、同条第六項中「第三条第三項」を「第三条第五項」に、「同条第二項」を「同条第四項」に改め、同条第七項中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改める。

第十八条中「行為」の下に「及び大量破壊兵器等の開発等」を加える。

第二十条第一項、第二十二条の見出し及び同条第二項中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改める。

第二十四条中「第三条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に改める。

第二十五条第二項中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改める。

附則第二条中「限る。）及び」を「限る。）、に、「）が」を「）及び第千七百十八号等決議（大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）が」に改める。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第二条　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章の二　報告等（第五十五条―第五十五条の九）」を「第六章の二　報告等（第五十五条―第五十五条の九）　第六章の二の二　外国為替取引等取扱業者遵守基準（第五十五条の九の二―第五十五条の九の四）」に改める。

第六条第一項第九号を次のように改める。

九　「電子決済手段等」とは、次に掲げるものをいう。

イ　電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。第十六条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。）

ロ　暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第十六条の二の表の五の項の下欄において同じ。）

第十六条の二中「）が行う為替取引」を「）がその顧客の支払に係る為替取引を行う場合における当該為替取引」に、「暗号資産交換業者（同法第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等（次の表の上欄に掲げる者」に、「暗号資産の移転を行う場合（当該暗号資産の移転が同法第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該外国暗号資産交換業者の顧客に対して行う支払に係る暗号資産の移転である場合その他政令で定める場合に限る。）における当該暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等（同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める行為をいう。以下同じ。）を行う場合における当該電子決済手段等の移転等」に、「資金移動業者が行う為替取引」を「資金移動業者がその顧客の支払等に係る為替取引を行う場合における当該為替取引」に、「暗号資産交換業者が」を「電子決済手段等取引業者等が」に、「暗号資産の移転を行う場合（当該暗号資産の移転が当該暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該暗号資産交換業者の他の顧客又は他の暗号資産交換業者若しくは同法第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該他の暗号資産交換業者若しくは外国暗号資産交換業者の顧客との間で行う支払等に係る暗号資産の移転